

## 駒ヶ根市地域おこし協力隊 募集要領

中央アルプス国立公園や山麓の貴重な自然環境を舞台とした  
新たな観光スタイルを作り出す地域おこし協力隊を募集します！



駒ヶ根市街地と中央アルプスの山並み

### ◆駒ヶ根市って？

駒ヶ根市は、長野県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、西に中央アルプス、東に南アルプスの雄姿を望むことができる「アルプスがふたつ映えるまち」をキャッチコピーにした街です。

世界に誇れる中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイや駒ヶ根高原、早太郎温泉郷、国の重要文化財である名刹光前寺などの観光資源、B級グルメで有名な「駒ヶ根ソースかつ丼」、アルプスの伏流水で作られる美酒の数々などがあり、全国各地から観光客やファンが訪れる風光明媚な観光都市です。

また、令和2年3月には、中央アルプスの持つ雄大で特徴的な地形地質や多種多様な動植物、里人と山の歴史文化などが評価され、中央アルプス国立公園が誕生しました。

さらに、中央アルプスでは絶滅されたと言われていた国の天然記念物であるライチョウが2019年に約半世紀ぶりに確認され、6年間に渡る保護増殖活動により現在では300羽を超える生息数となっています。

また、全国に2つしかない青年海外協力隊訓練所や青年海外協力協会（JOCA）本部、長野県看護大学などが立地しており、国際交流も含め多様な文化の香り漂う文化都市でもあります。

こうした、自然と文化が調和した魅力あふれる駒ヶ根市では、第5次総合計画である「愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市」を創造するため、「誰もが自由闊達にいいきと活躍する広場のようなまち」を将来像に掲げ取り組みを進めているところです。

このような取り組みをさらに力強く進めていくため、駒ヶ根市では地域づくりに協力していただく「地域おこし協力隊」を次のとおり募集します。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、ウィズコロナ期など時代の大きな転換期に、豊かな市民生活の実現と活力ある地域づくりに協力していただける、意欲あふれる方のご応募をお願いいたします。

## 1 業務の概要

### (1) 中央アルプス国定公園の雄大な山岳環境を活かした山岳観光の推進

中央アルプスは、特徴的で貴重な地形・地質、豊富な動植物環境、山と里人との歴史・文化などが評価され、令和2年3月に国定公園に指定されました。

駒ヶ岳ロープウェイで気軽に高山を楽しめるため、夏～秋を中心に年間約20万人の観光客や登山客が訪れますが、利用客は年々減少の傾向にあります。さらにコロナ禍以降においても団体客の回復が伸びず影響は続いています。

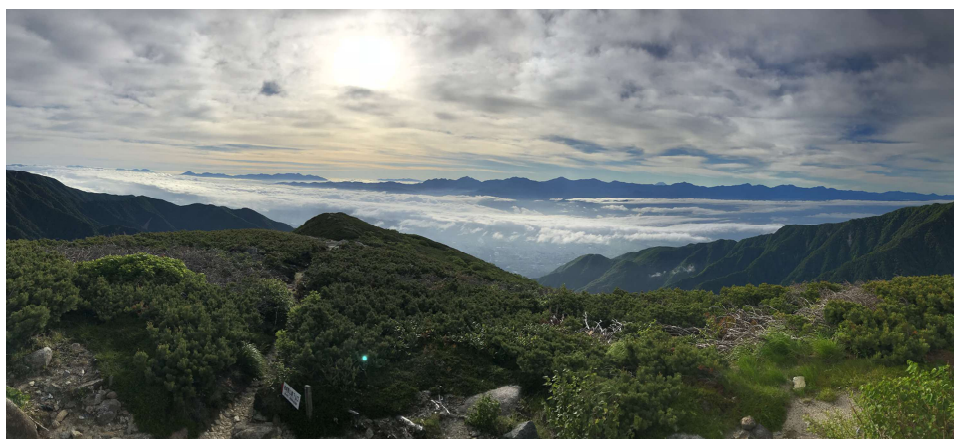
このような状況において、中央アルプス国定公園の雄大さや魅力をより多くの皆様に楽しんでいただくため、ロープウェイ～木曾駒ヶ岳といった主要なルートだけでなく、中ア山域全体を活用した山岳ツーリズムを積極的に推進する必要があります。

また、安全登山の面においては、ロープウェイで高山地帯に気軽に行けるといった反面、遭難事故等が後を絶たない現状であり、登山者の遭難防止対策をこれまで以上に図っていく必要があります。

国定公園の指定を受け、中央アルプスの貴重な自然環境を後世に繋げていくため、保全と活用のバランスを保つことも重要な課題となっています。

今回の募集にあたっては、中央アルプス国定公園の魅力発信、魅力ある山岳ツーリズムの開発、山岳遭難防止対策の啓発や環境保全に係る山岳レンジャーとしての現地パトロールなど、山岳観光に特化した業務を行っていただく予定です。

- ①中央アルプス国定公園の魅力発信（SNSなど）、魅力ある山岳ツーリズムの開発
- ②山岳遭難防止対策の企画・活動、山岳自然環境保全のための取り組み
- ③安心・安全な登山のための登山道パトロール、整備



檜尾岳から望む南アルプスの眺望



冬山救助訓練



中央アルプス山岳救助隊



登山道補修作業

## (2) 駒ヶ根高原及び周辺地域を活用したアウトドアツーリズムの推進

駒ヶ根高原は中央アルプスの麓に位置し、中央自動車道駒ヶ根 I Cからのアクセスも良好であることなどから、駒ヶ岳ロープウェイ利用者など山岳観光の主要な玄関口として、夏～秋を中心に年間 100 万人ほどの観光客が訪れています。

しかし、駒ヶ根高原や市街地を含めた周辺地域における周遊性において、二次交通システムの不足などによる各観光資源の結び付きが弱いこと、また中央アルプスから下山した方々がさらに楽しむコンテンツが不足していることなどから、滞在時間が短く、観光消費額も低調といった課題が浮き彫りになっています。

このような状況を解決するため、当市では駒ヶ根高原一帯の観光資源を有効的に活用し、持続可能な観光地域づくりを目指すため「駒ヶ根高原再整備計画」(グランドデザイン)を令和2年度に策定いたしました。

このグランドデザインでは、当市と包括連携協定を締結している(株)モンベルのアウトドアスポーツを中心としたノウハウを取り入れ、高原一帯をアウトドアフィールドとして捉えた様々なコンテンツを検討してきました。

このグランドデザインの具現化にあたりましては、計画策定以降サイクルツーリズムの推進や山麓周遊バスの運行など様々な取り組みを行っていますが、持続可能な観光スタイルを確立させるためにもさらなる取り組みが必要です。

今回の募集にあたっては、上記アウトドアコンテンツを中心とした実証実験など、市が実施する業務のサポーターとしての役割も一部担っていただく予定です。

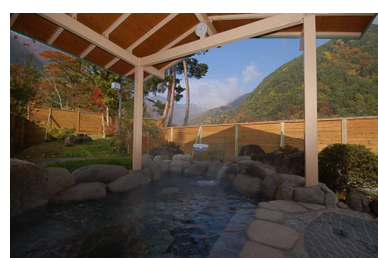
- ①駒ヶ根高原グランドデザインの具現化に向けた取り組みへの協力
- ②持続可能で魅力ある観光地域づくりの推進



名刹光前寺の紅葉



菅の台バスセンター



早太郎温泉郷の秋

## 2 募集人員

アウトドアツーリズム、山岳観光推進担当 1名

## 3 活動地域 駒ヶ根市全域 (主に駒ヶ根高原及び中央アルプス)

## 4 勤務先 駒ヶ根市商工観光課 (勤務場所: 駒ヶ根市観光案内所内)

## 5 応募資格

- (1) 年齢が21歳以上45歳以下の方(令和8年9月30日現在)
- (2) 現在次の地域に居住しており、赴任後生活の拠点を駒ヶ根市に移し、住民票を異動できる方。

- ・ 3大都市圏※<sup>1</sup>内の都市地域、または政令指定都市に居住している方。
- ・ 3大都市圏外の都市地域、若しくは3大都市圏内外問わず一部条件不利地域※<sup>2</sup>のうち「条件不利区域※<sup>3</sup>」以外の区域に居住している方。(ただし、3大都市圏以外の地域(政令指定都市を除く)から住所を移す場合は、駒ヶ根市内の「中沢区」内に限る。)

※1 3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県

※2 一部条件不利地域：①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、「過疎地域に該当する市町村(一部過疎を除く)」、「⑤から⑦の対象地域、指定地域に該当する市町村」、「その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域」に該当する市町村以外の市町村。

※3 条件不利区域：一部条件不利区域のうち、「過疎地域とみなされる区域」、「振興山村」、「離島振興対策実施地域」又は「半島振興対策実施地域」をいう

- (3) 地域の活性化に対する知識と熱意を有して積極的に企画・活動し、最長で3年間は継続して活動できる方。
- (4) 高山地帯(標高2,000m以上)における山岳登山経験が豊富にある方。  
(山岳ガイド資格など山岳関係の資格を有する方は応募用紙に記載してください。)
- (5) 普通自動車運転免許証を有し、日常的に自動車の運転ができる方。
- (6) 携帯電話やパソコン、携帯情報端末等の情報通信機器を使用でき、ワード、エクセル、ソーシャルネットワークワーキングサービス等を活用できる方。
- (7) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方。
- (8) 委嘱期間終了後も駒ヶ根市において定住・就業・起業に意欲のある方。

## 6 委嘱形態及び期間

- (1) 駒ヶ根市の会計年度任用職員として駒ヶ根市長が委嘱します。
- (2) 期間は着任日から最長3年間。(任用開始時期は、令和8年10月1日以降とし、面接時に相談させていただきます。また、年度ごとの更新を行い、最長で着任日から3年間とします。)
- (3) 協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

## 7 勤務日数・勤務時間・休暇等

- (1) 原則として週5日、1日7.5時間の勤務とします。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休日とします。(イベントなど休日出勤あり)
- (3) 休日に勤務した場合には振替(代休)での対応となります。
- (4) 年次有給休暇があります。

## 8 報酬

報酬は月額291,600円とします。

## 9 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）に加入します。  
上記のほか野外活動保険（山岳地帯での活動）に加入します。
- (2) 活動に関連して出張する場合は、市の規定により旅費を支給します。
- (3) 活動に必要な経費（消耗品購入、研修参加費等）は、予算の範囲内で支給します。
- (4) その他、通勤手当や住居費用等は、市の規定により予算の範囲内で補助します。
- (5) 転居に係る費用は、1回に限り距離により補助します。

## 10 応募手続き

- (1) 応募受付期間 令和8年6月22日（月）まで（必着）
- (2) 提出書類
  - ①応募用紙（駒ヶ根市のホームページからダウンロードしてください。）
  - ②住民票の写し（令和8年5月15日以降に取得したもの。コピー可）
  - ③運転免許証のコピー
- (3) 提出方法 郵送または持参
- (4) その他
  - ①応募に係る費用は全て応募者の自己負担となります。
  - ②提出された書類は返却しません。また、提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

## 11 選考方法

- (1) 第1次選考
  - ①受付終了後、直ちに書類審査により第1次選考を行います。
  - ②選考結果は、7月10日（金）までに応募者全員に履歴書に記載の住所に文書で発送します。
- (2) 第2次選考
  - ①第1次選考合格者を対象に、7月下旬に駒ヶ根市において面接試験を実施する予定です。
  - ②日時・場所については第1次選考結果通知にて対象者の方にお知らせします。
  - ③第2次選考会場までの交通費等は応募者の負担となります。
- (3) 最終選考結果の通知
  - ①第2次選考終了後、文書にて個別に通知します。発送は7月上旬を予定しています。

## 12 問い合わせ・応募先

駒ヶ根市役所 産業部 商工観光課

課長：北沢 稔 山岳高原係長：櫻井 拓雄 担当：井口 大輔

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

TEL 0265-98-8508（係直通） FAX 0265-81-7755

Mail : sangaku@city.komagane.lg.jp